

菊川市創業支援事業費補助金交付要綱

制定 令和6年5月14日告示第144号

(趣旨)

第1条 市長は、創業者を後押しし、創業の裾野を広げ、時代の変化に対応した新しい価値やサービス、多くの雇用を創出することで本市経済の活性化に寄与することを目的として、本市の特定創業支援等事業を受けた創業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、菊川市補助金等交付規則（平成17年規則第29号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により新たに事業を開始すること又は法人を設立して新たに事業を開始することをいう。
- (2) 創業者 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 創業を行おうとする個人であって、当該創業を行う具体的な計画を有するもの
 - イ 創業を行った個人であって、事業を開始した日以後2年を経過していないもの
 - ウ 創業を行った法人であって、その設立の日以後2年を経過していないもの
- (3) 特定創業支援等事業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条の規定により認定を受けた菊川市創業支援等事業計画に基づき、認定連携創業支援等事業者が実施する事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、創業者であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 補助金を申請する日の属する年度又はその前年度において、経営・財務・人材育成・販路開拓の各分野における特定創業支援等事業による支援を継続的に4回以上かつ1か月以上受けた者
- (2) 市内に主たる事業所若しくは事務所（以下「事業所等」という。）を有する者又は事業所等を設置しようとする者。ただし、キッチンカー等により移動販売を行う者にあつては、市内に住所を有する者
- (3) 申請日から3年以上継続して、市内で事業を行う意志がある者
- (4) 市税に滞納がない者
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けていない者
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各号に該当しない者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）がなされていない者
- (8) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業を行わない者
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定

する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行わない者

(10) 同一の事由で交付される国、県、市その他の機関からの補助を受けていない者又は受ける予定がない者

(11) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者

(12) 次のいずれにも該当しない者

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者

イ フランチャイズ、チェーンストアその他これらに類する契約に基づく事業を行う者

(事業期間)

第4条 補助の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の4月1日からその日が属する年度の3月15日までとする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が市内での創業に要する経費であって、別表に掲げるものとし、いずれの経費も消費税及び地方消費税、振込手数料並びに国、県、市その他の機関が行う補助金、給付金等の対象となる経費は含まないものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、同一事業者に対する補助金は、50万円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、菊川市創業支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 誓約書（様式第3号）

(3) 創業カルテの写し

(4) 開業届又は商業登録に係る登記事項証明書若しくは登記事項証明書及び定款（第2条第2号イ又はウに該当する者に限る。）

(5) 補助対象経費が分かる見積書等

(6) その他市長が必要と認めるもの

(審査委員会の設置)

第8条 市長は、前条の規定による申請の内容を正確に審査するため、菊川市創業支援事業費補助金審査委員会を（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(交付の決定)

第9条 市長は、第7条の申請があった場合は、審査委員会での審査結果を踏まえ、申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を菊川市創業支援事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 市長は、補助金の交付の決定に当たり、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとする場合

イ 対象経費の配分の変更（対象経費の20パーセント以内の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助金は、補助事業以外の目的に使用してはならない。

(3) 補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後3年間は、補助金の交付を受けた事業を継続すること。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

(4) 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に基づき、補助事業の完了年度又はその翌年度から起算して5年以内に、実用新案権又は意匠権等を出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、市長に報告しなければならない。

(5) 補助事業者は、事業の成果の状況を報告するため、売上高、経費等が確認できる書類として決算書、損益計算書等の写しを、補助事業の完了後、3年間市長の要請に応じて提出しなければならない。

(6) 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかななければならない。

(7) 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(8) 補助金に関する報告及び立入調査について、菊川市から求められた場合は、それに応じなければならない。

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業計画の変更等)

第11条 補助事業者は、前条第1号の規定により事業計画を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止するときは、変更等承認申請書（様式第5号）に変更事業計画書（様式第2号）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、その変更を承認し、その旨を変更等承認通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第7号）に次の書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 事業実績書

(2) 補助対象経費の支出を証明する書類

- (3) 事業実施が確認できる書類
- (4) その他市長が必要として指示した書類

2 前項の実績報告書は、事業完了の日から起算して10日以内に提出しなければならない。
(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、菊川市創業支援事業費補助金交付確定通知書（様式第8号）により補助事業者へ通知するものとする。
(補助金の請求等)

第14条 前条の規定による補助金の交付確定通知を受けた者が補助金を請求しようとするときは、前条の確定通知書を受領した日から起算して10日以内に、請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。
(調査等)

第15条 市長は、補助事業を適正に執行するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は当該事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を求めることができる。
(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第16条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告書における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、その金額（前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

前号に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（第1号又は前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第10号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならないこと。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
この告示は、公示の日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費
法人設立及び商号登録に係る申請資料作成経費	法人設立及び商号登録に伴う司法書士、行政書士等に支払う申請資料作成経費。ただし、菊川市外で法人設立及び商号登録する経費は除く。
事業所等借入費	事業所等（住宅兼用物件については事業所等専有部分）及び事業所等に併設される駐車場の賃借料並びに共益費（6か月分を上限とする。）。ただし、本人又は3親等以内の親族が所有する不動産に係る賃借料及び第三者に貸すための賃借料は除く。
事務所等の設備費	・事業所等（キッチンカー、移動スーパー等を含む。）の開設に伴う外装工事費・内装工事費 ・水道、ガス等の設備工事費 ・建物と一体となって機能する設備（陳列棚、看板等で建物に固定されているものを含む。）工事費 ・インターネット工事費 ・電話回線、電気配線工事費 ・照明、空調、セキュリティ関連機器等の設置費 ただし、次に掲げるものは除く。 ・住宅、市外の事務所又は事業所に係る工事費等 ・汎用性が高く、持ち運びができるパソコン、プリンタ等の備品 ・インターネット使用料等の月額使用料 ・各種保証料、保険料及び保守料
キャッシュレス決済導入経費	・キャッシュレス決済対応機器 ・セルフレジ導入経費 ・POSレジ導入経費 ・キャッシュレス導入と併せて導入する会計ソフト等システム導入費 ただし、次に掲げるものは除く。 ・市外の事務所又は事業所で利用するもの ・キャッシュレス決済に対応していないもの

様式 略